

## 都市計画道路3・5・701中学校線道路改良工事変更請負契約の 締結につき議決を求めることについて

都市計画道路3・5・701中学校線道路改良工事請負契約を次のとおり変更するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東近江市条例第65号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和3年8月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

契約内容のうち変更する事項

契 約 金 額	487,881,900円
変更前契約金額	450,780,000円
増 額	37,101,900円

#### 提案理由

令和2年6月25日に締結した都市計画道路3・5・701中学校線道路改良工事請負契約の一部を変更したく、本議案を提出するものである。